要綱第３号様式

事　業　者　排　出　量　削　減　報　告　書

（宛　先）　京　都　市　長	平成　27年　7月　31日
報告者の住所（法人にあっては，主たる事務所の所在地） 京都市南区上鳥羽北塔ノ本町34番地	報告者の氏名（法人にあっては，名称及び代表者名） 尾池アドバンストフィルム株式会社 代表取締役社長　尾池　均 電話　075-681-2321

主たる業種	プラスチックフィルムシート床材・合皮加工業					細分類番号	1 8 2 5
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第２条第１項第６号	☑ ア ☐ イ又はウ ☐ エ					
計　画　期　間	平成 26年　4月から平成　29年　3月まで						
基　本　方　針	尾池グループの蒸着・コーティング加工製品の開発から製造、販売に至る事業活動において「エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)」に基づき、エネルギー使用の合理化を総合的に進めることを目的とする。						
計画を推進するための体制	尾池グループ(尾池アドバストフィルム㈱を含む)では、ISO14001環境管理組織を設け、その中にｴﾈﾙｷﾞｰ管理規定を制定し省エネルギーに努めている。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (25) 年度	第１年度 (26) 年度	第２年度 (27) 年度	第３年度 (28) 年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量		10,922.4 トン	10,768.1 トン	トン	トン	-1.4 パーセント
	評価の対象となる排出の量		10,922.4 トン	10,768.1 トン	トン	トン	-1.4 パーセント
	実績に対する自己評価		第1年度は、生産数量が減少したことで、排出量減となった。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25) 年度	第１年度 (26) 年度	第２年度 (27) 年度	第３年度 (28) 年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 生産加工量10万㎡	12.16	12.40			1.97 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 (　　)					パーセント
	実績に対する自己評価		第1年度は市況の状況により大幅に生産数量が減少した。 よって基準年(25年)より全体原単位が増加した。生産稼働数量25年度(898十万㎡)　26年度(868十万㎡)と減少している。				
重点的に実施する取組の実施状況			基準年度 (25) 年度	第１年度 (26) 年度	第２年度 (27) 年度	第３年度 (28) 年度	備考
			112.0 パーセント	112.0 パーセント	パーセント	パーセント	
具体的な取組及び措置の内容	（２６）年度		・設備更新、効率生産、空調・照明設備の更新。				
	（２７）年度						
	（２８）年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容		現在も、通勤の自動車使用は許可制です。 原則ー公共交通機関の利用を定めています。 毎月16日は、ノーマイカーデーを実施中。				
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価		自動車使用許可は、遠方や夜勤時出社に公共バスがない人のみ許可。ほぼ実施できている。				
森林の保全及び整備，再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分		第１年度 (26) 年度	第２年度 (27) 年度	第３年度 (28) 年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		トン	トン	トン		
	合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	特にありません。						
特記事項	・生産数量が減少すると、省エネ効果が、出にくい。						

注 1　該当する□には，レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は，レ印の記入は不要です。
2　「細分類番号」とは，統計法第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
3　「基準年度」とは，計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
4　「増減率」とは，基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。